地域包括ケアシステムに係る在宅医療・介護連携推進に関する 指定都市市長会要請

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の一つである在宅医療・介護連携の推進 については、市区町村が主体的に都道府県や関係団体と連携・協力しながら、事業を 実施しなければならない。指定都市は、その事業の円滑な実施に向けて、鋭意検討を 進めているところである。

ついては、次の事項について、国が確実に検討を進めるよう求める。

1 円滑な実施のための協働体制の推進

在宅医療・介護連携の推進は、市区町村事業となっているものの、医療従事者の協力が欠かせないことから、国においても各関係団体へ協力を要請するとともに、 医療従事者が在宅医療に積極的に取り組めるよう制度設計を図るべきである。

また、医療従事者や介護従事者が担うべき役割を明確にするとともに、医療・介護の双方をコーディネートできる人材が重要な役割を担うことから、その養成の仕組みの構築など、関係者が一体となって取り組むことができる体制を国の責任で構築するべきである。

2 市区町村の取組に対する財政措置等

在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医療・介護関係者の円滑な情報共有が 欠かせないことから、その手段の一つである I C T 化に取り組む市区町村に対する 財政措置を国において講じるべきである。

また、ICT化に当たっての標準的なデータフォーマットの検討や個人情報の取扱いに関する統一的な基準の明示など、市区町村が具体的かつ主体的な取組を実施する上で必要となる環境整備を図るとともに、それに伴う財政措置を国において講じるべきである。

平成28年1月19日指定都市市長会